

## 鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和5年6月22日（木曜日）		
開 会	午前9時59分	閉 会	午後0時29分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 星見 健蔵 副委員長 秋山 智博 委員 玉木 裕一 坂根 政代 谷口 明子 岩永 安子 西村紳一郎 寺坂 寛夫		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	局次長 植田 光一 局長補佐 毛利 元 調査係主任 萩原真智子		
出席説明員	<p><b>【福祉部】</b></p> 福祉部長 藏増 祐子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課課長補佐 山根 徑 地域福祉指導監査室長 山形 孝史 地域福祉指導監査室室長補佐 松田 珠美 次長兼長寿社会課課長 橋本 涉 長寿社会課参事 大島ゆかり 長寿社会課課長補佐 増田 和人 長寿社会課鳥取中央包括支援センター所長 藤木 尚子 長寿社会課ねりんピック推進室長 小谷 昇一 障がい福祉課長 田川 新一 障がい福祉課課長補佐 太田 信一 生活福祉課長 枅谷 承文 生活福祉課課長補佐 田中 直美 次長兼保険年金課長 池上 朱美 保険年金課課長補佐 藤本 嘉宏 保険年金課医療費適正化推進室長 光浪佐紀子		
	<p><b>【健康こども部】</b></p> 健康こども部長 橋本 浩之 こども家庭局長兼こども未来課長 小野澤裕子 こども未来課課長補佐 入江 竜生 幼児保育課長 濱田 寿之 幼児保育課課長補佐 岡本 芳奈 こども家庭相談センター所長 森田 誠一 こども発達支援センター所長 平戸 由美 こども発達支援センター所長補佐 片山 知美 鳥取市保健所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 竹内 一敏 保健総務課課長補佐 加藤 るつ 保健医療課新型コロナウイルス対策推進対策室長 稲田すなお 健康・子育て推進課長 西尾 靖子 健康・子育て推進課課長補佐 小宮 寛 生活安全課長 森原 秀雄 生活安全課課長補佐 河本 秀樹		

	<p><b>【市立病院】</b>                  病院事業管理者 平野 文弘 副院長兼事務局長 小林 俊樹                  事務局次長兼総務課長 松田 真治 事務局総務課課長補佐 谷口 賢司                  事務局総務課業務管理室長 波多野 哲</p>
傍 聴 者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時59分 開会

**【市立病院】**

◆**星見健蔵委員長** ただいまから福祉保健委員会を開会します。本日の日程ですが、まず、市立病院のその他の報告、続いて福祉部の議案説明、報告、最後に健康こども部の議案説明、請願審査という流れとしておりますのでよろしくお願いいたします。それでは市立病院のその他の報告に入ります前に、平野病院事業管理者より御挨拶をお願いします。平野管理者。

○**平野文弘病院事業管理者** はい。皆さんおはようございます。市立病院のほうから、今、委員長の話にありましたその他の報告ということで、新型コロナウイルス5月8日以降、2類から5類に移行ということで病院のほうの専用病床の5月8日以降の在り方についてということが1点と、それからその専用病床の確保の必要がなくなった以降、10月1日以降、現在ではそういう状況でございますが、10月1日以降の方向性ということで本議会にその他の報告ということで上げております。詳細につきましては松田次長のほうから説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**その他の報告**

**鳥取市立病院の新型コロナウイルス感染症入院患者への対応方針等について**

◆**星見健蔵委員長** それではその他の報告に入ります。鳥取市立病院の新型コロナウイルス感染症入院患者への対応方針等についての説明を執行部お願いいたします。松田次長。

○**松田真治次長兼総務課長** はい。事務局次長松田でございます。本日は新型コロナ感染症の入院対応の現状と今後についてということで御報告させていただきます。資料のほうは福祉保健委員会資料6月22日と記しております1枚物でございます。はい。まず1点目ですけども、新型コロナウイルスの入院患者対応ということで再三御案内のとおりでございますけど、5月4日から感染法上の位置づけが5類に変わったということがありまして、鳥取県のほうの要請に基づいて当院は入院患者の病床確保をしてきたわけですけど、これが段階的に縮小されることとなっております。それで、国のほうは9月末をめどに第1段階減らして、第2段階目で通常の医療に持っていくという方針を立てておりまして、ここには記しておりませんが、鳥取県の東部のほうで大体今の段階、1段階目に入っておりますけども、今の段階で40床、それから第2段階目に入って20床、半分に減らして10月にゼロに持っていくというようなことで計画を立て

ておられます。

これに伴いまして、当院につきましても受入れ病棟を段階的に減らしておる状況ということでございます。それで、丸を3つ書いておりますけど、1つ目の丸で、従来5月7日までは新型コロナ重点医療機関ということで、このときの条件が病棟1棟空けなさいと、病棟1棟を感染病棟として活用しなさいということで、その分17床を確保しておったわけですけど、その17床を確保するために、例えば大部屋ですと4人部屋に1人しか入れんということになると3床が使えないということになるので、その分の空床補償ということで国のほうから補助金をいただいておりますけど、17床取るのに1病棟全体の48床の補償金をいただいておりますという状況でございました。それで、5月8日以降、現在までが第1段階、ここに書いております2つ目の丸ですけど、第1段階に入っております、一般の病院で入院患者は基本的に受けるんですが、軽症者はもうそこで、診療した病院で入院を受けなさいということになっております。それで、中等症Ⅱ以上の患者さんにつきましては、東部で言いますと当院と県立中央病院、それから赤十字病院の3病院で分担して診なさいということになっておりまして、中等症Ⅱ以上の患者専用病床として14床を今、確保しております。これ、引き続き従来からの5階西病棟に置いておりまして、この14床を確保するための病床確保料というのは28床の分が補助対象となっております。

それで、今後、今の段階でちょっとはっきりとは申し上げにくいんですが、当初の県の予定では今月末を目途に第2段階に入っていくということで、7月1日からという計画で進んでおりますけども、今のところ正式にはこの段階に入るかどうかというの、まだお知らせはないんですが、今後につきましては第2段階ということで中等症Ⅱ以上の患者専用病床を7床、半分に減らして対応していくということで予定をしております。それで、病床確保料対象は13床ということになります。それで、10月1日以降は5類感染症、要するに季節性のインフルエンザと同様になると、一般診療になるという流れになっておりまして、この第2段階に入るときに当院の5階西病棟、今までずっと空けてきた病棟を看護体制等の都合もありまして、病棟を変えようということで、2階東病棟で感染の対応をしていこうというふうにしておりまして、そうなりますと今、5階西病棟ずっと空いている状態ですので、今後どうしていくかっていうところで2番のほうに入っていくわけですけども、2番につきましては担当の波多野室長のほうから御報告させていただきます。

◆**星見健蔵委員長** はい、波多野室長。

○**波多野 哲総務課業務管理室長** はい。総務課業務管理室長の波多野です。では、これから私のほうから説明をさせていただきます。資料の真ん中辺り、2番目のところになります。10月1日以降の病棟運営方針ということで、当院が今、新築移転しまして、平成7年からなんですけども28年経過しているという状況にあり、施設面から見ても経年劣化によって病院施設の改修が必要な状況になってきていると、それで、現在でも必要に応じて改修のほうは行っていますが、実際のところはもうしっかりと計画を立てて病棟の改修に入っていくという時期でもあるというふうに考えております。

ただ、今回の新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、患者専用病棟の確保ということの対

応でそちらのほうを優先するということになり、病棟の休止を必要とするこの病棟改修については一時凍結をさせていただくという話になります。それで、先ほど松田次長のほうからも説明があったかと思えますけども、新型コロナウイルス感染症の病棟の確保がこれから不要になるということもありまして、ちょうど今、病棟のほうも空いているということもありますので、この機を逃さずに病棟の改修のほうに順次移っていきたいというふうに考えております。

それで、スケジュールですけども、ちょっとすみません。図が小さくて見にくいかもしれませんが、下のほうに書いてありますスケジュール表のほうで若干その流れを説明させていただきます。それで、最初にこの6月終わりぐらいから実際病棟の現状調査ということで、ここは担当レベルで実際必要な改修、どこがあるのかというのは洗い出していこうと、それから、あと、改修と機能強化というところになりますけども、実際、当院もこの東部医療圏救急告示病院の中では一番古い病院ということでなかなか今、機能で足りてない機能というものがありますので、その辺りもこのときに対応できたらというところでこの辺りも検討していくというふうに考えております。

それで、あとは専門家の老朽度調査のほうもお願いしまして、その仕様書の作成が7月末ぐらいまで、それから業者を決定して老朽度調査を行います。その老朽度調査の内容と我々の対応していく項目っていうのを一度精査しまして、基本計画のほうを策定していくというふうに考えております。それで、10月のほうの予算に、12月議会用の予算のほうで設計費の補正のほうを組ませていただきたいというふうな考えで、このスケジュールで組んでおりますので何卒よろしく願いいたします。以上となります。

◆星見健蔵委員長 はい、説明をいただきました。本件につきまして委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。

◆寺坂寛夫委員 いいですか。

◆星見健蔵委員長 はい、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 これ真ん中辺に業者決定って、調査実施を業者にしてもらおうと、それ工事内容、見積り等もある程度あらかたされるでしょうけど、このやり方ですね、今、一括してその向き、最終的な工事もさせられるのか、設計一括で。あとはこの設計業務が一番下になっていきますけど、まだ積算が入ってないし、発注とか、この見通しというのはどうでしょうか。

◆星見健蔵委員長 波多野室長。

○波多野 哲総務課業務管理室長 はい。業務管理室の波多野です。先ほどの調査のほうなんですけども、病棟は長い間空けとくというわけにもいかないんで、当院をまず設計した業者が現状よく分かっているというところで、その業者をお願いしていきたいというふうには考えております。先ほどありましたその設計のところですね、設計に限りましてはこの調査後、基本設計を行いまして設計費用の見積り、これを取りまして予算申請させていただき、その設計業務についてはそこからの入札業務になるかというふうに考えております。

◆星見健蔵委員長 はい、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 その専門的な方に、業者にずっとやっていただくということで、この一番最後の基本設計、実施設計分かるんですけどね、積算、正式な契約の時期というか、その辺は、予

定はどの程度で、その来年以降になるのか、その時期的なもんを。

◆星見健蔵委員長 波多野室長。

○波多野 哲総務課業務管理室長 はい。業務管理室の波多野です。時期的なところは補正予算通ってからになるかと思いますが、そこから内容も精査しながら、どういったやり方がいいかは検討しながら、入札が必要であればそこから仕様書作りながらやっていきたいかなというふうには考えておりますので、ちょっと時期的に来年度になるかっていうところはちょっとまだ見えていませんが、少なくとも補正予算で取っていき、早めにかかっていたいというふうな形で考えております。

◆星見健蔵委員長 そのほか、岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。最初に今の流れで病棟改修のことについて聞きますけど、空けとくわけにいかないから早く改修にかかりたいということと言われて、それは5階西病棟のことかなと思うんですけど、補正でどこまでできるのかということと、それからどこまでの改修を考えているのかというような、やっぱり何か全体が見えないです。それで、今、議会との関係では12月議会に設計費用を出していくって言われたんですけど、もっと早くにどういう改修工事にかかっていくのか、どこまでかかっていくのか、みたいなことが出されないといけないんじゃないかなと思うんですけど、その辺の考えは。

◆星見健蔵委員長 小林副院長。

○小林俊樹副院長兼事務局長 はい。副院長小林です。病棟が8病棟ありまして、全体をやりたいんですけども、当然、入院患者を抱えながら、ということになりますので1つずつやっていたかなきゃいけないということになります。それで、5階西病棟が今回コロナ専用病棟でなくなるということになるので、10月から一旦空くわけですね、きれいに。なので、調査自体もその全体一気にすることができないので、まず、5階西病棟を使ってどの程度改修しなきゃいけないということをまず見極めたいということがあります。基本的には古くなっているので壁紙とか床のシートとか、そういうことはまずきれいにしたいという思いがありますし、あと、トイレが29年前の考え方で造られたトイレなので、現状に一致してないということがあるので、そういうことは最低限やっていきたいと思うんですけども、あと一番の問題は天井裏に入っている空調関係の配管等がちょいちょい、いろんなところが水漏れをしたりして補修をしてきているんですけども、それが今、どの程度の状況にあるかということ、まず見極めたいということがあって、それが全体的にもう取り替えていかなきゃいけないか、そこまでしなくてもいいという、一部でいいということなのかで、もう相当、億単位で多分お金も違ってくると思うんですね。

なので、いきなり大きな全体の考え方をするのではなくて、まず、モデル的に5階西病棟でおおむねこれぐらいでいいんじゃないかというところを把握して、そこから予算をはじきたいという思いを持ってこういう考え方をさせていただいているということです。それと、コロナは今、落ち着いていますけども、仮にまた患者が増えてくると、うちの思いとしては、いいタイミングで5西から改修に着手したいと思っていますけども、そうはいかなくて、10月以降も患者を入れなきゃいけないというようなこともあり得るかもしれないので、なので、本格的な

なかなか検討ができない状況にありまして、なので、ちょっと中途半端に見えるかもしれませんが、まず、今空いている10月以降何とか手がつけられそうな5西をモデルケースとしてそういう考え方をやっていって、それを8病棟順次やっていきたいということを考えています。

なので、患者的にも1病棟を空けて工事していくのは、大体260ぐらいの患者数で推移しているんで、全体340床あるのでできるんですけども、同時に2病棟空けるということとはできない。なので、実際、工事に入っても、3年ぐらいの債務負担行為か何かを取らせていただいて、1病棟ずつ3回ずつぐらいかけて患者を回しながらやっていくというようなことが現実的な対応になるので、ちょっとその辺りで通常と違うところがあるので、こういうやり方をさせていただきたいというところでございます。

◆**星見健蔵委員長** はい、岩永委員。

◆**岩永安子委員** 考え方、分かりました。順次やっていくということなんですけど、でも、全体を工事して改修していきたいんだということと併せて、どこまでに何をしていくのかっていうことで、順次やっていくということは分かったんですけど、となると、10月からの5階病棟、これも思うように行くかどうか分かりませんが、5階の西病棟の改修の中身をいつまでにはっきりさせて、再度、議会に大体こういう計画で考えているというようなことが随時報告されて、いろんな工事の改修の見積りを取っていくという流れにさせていただくようにお願いしたいと思います。

◆**星見健蔵委員長** 要望というか、そういう流れにしてほしいということですが、何か。はい、小林副院長。

○**小林俊樹副院長** はい。おっしゃるとおりで、そういう形を取っていききたいと思いますし、この表の中の下の2行に書いていますけども、予算編成するために、まず現場調査がいるということで、調査をして、その中でどこまでやれば2億円ですよとか、どこまでやれば10億円ですよとか、そういうことも出てきますので、当然病院の経営状況も考えながら、病院としても、じゃあ、ここまでやりましょうということを決めていって、それに向けた設計費というものを積算して、それを12月補正ぐらいに上げられたらというふうに思っています。

それで、工事をするボリュームによって1月～3月の間で、年度内で終了できるか、終了できないようなボリュームかということも決まってくるので、終了できないようであれば、年度をまたがる債務負担行為のような形で設計をさせていただいて、また、工事費が出れば、来年度の途中でまた補正をさせていただかなきゃいけないということになると思いますし、小規模でいいということになれば、当初予算で来年度以降の工事費を取らせていただくというようなことになってくると思いますので、その辺り、またちょっと12月議会をめぐって御報告をさせていただきたいというふうに思っています。

◆**星見健蔵委員長** はい、そのほか。坂根委員。

◆**坂根政代委員** はい。理解不足のところがあるので申し訳ありませんけれど、12月の補正時に設計費用を計上となっているんですが、それまでの調査業務に関わる経費は、どういう扱いになるのでしょうか。

◆**星見健蔵委員長** 小林副院長。

○小林俊樹副院長 はい。病院診療やる中で、いろんなものが壊れたりとか補修しなければいけないということがあって、例年、ある程度、そういう柔軟に動ける予算というのを当初予算で組ませていただいていますので、この調査業務に関しては300万円とか400万円あればできると思っていますので、その中でやらせていただきたいというふうに思っています。それで、そこから先の実施設計等については、当然予算化をしておりませんので、それについては補正予算で対応させていただきたいということでございます。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほか。よろしいですか。よろしいでしょうか。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 病棟改修については分かったんですが、前段のコロナ対応について聞いてもいいでしょうか。

◆星見健蔵委員長 はい。

◆岩永安子委員 コロナ病床の縮小ということについては分かりました。その専用病床の確保の考え方は分かったんですが、実際、患者さんはどういうふうに対応するのかということがもう少し分かるようにお願いします。

◆星見健蔵委員長 松田次長。

○松田真治次長兼総務課長 はい。事務局次長松田です。実際の5月4日以降ですけども、今、今日現在までに15人ほど入院患者さん受けておりまして、いずれも中等症Ⅰ以下ということになります。それで、その場合、県の要請では、この確保病床に入れてはならないということになっておりまして、今後、この病床はあくまでも中等症Ⅱ以上の重症患者さんのための病床だということで、現在は一般病棟のほうの個室のほうで軽症者の方は入院をしていただいております。それで、いずれも個室対応をしておりますけども、今、8病棟あるうちの5病棟でそれぞれ受けた実績はありますけれども、いずれもその後の二次感染とか、そういったことは起こしておりませんので、コロナ患者さんだと認知した上で入院していただくと、もう完全に封じ込めといいますか、防御ができていう状態で受けておりますので、今後もそういった対応になると思います。なので、重症の患者さんが来られたときだけ、この空床の病床が生きてくるということになります。

◆星見健蔵委員長 はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 以前、質問をしたときに、ゾーニングを行って区別していくんだって言われたのは、この7床の、東病棟の対応ということになる。理解したらいいんですか。じゃなくって、今、入っておられる中等症以下の患者さんの対応のことを。すみません。

◆星見健蔵委員長 松田次長。

○松田真治次長兼総務課長 はい。以前といいますか、多分そのときは、国の考えがはっきりとしてなかった時期だと思うんですが、今現在はレッドゾーンを設けて病棟を真っ二つに割ってここからというようなことではなくて、病室をレッドゾーンとして、そこで対応してもよいということになっておりますので、そういった対応でさせていただく。病棟の中でのゾーニングというのは必要なくなっておりますので、個室を出たらもうグリーンゾーンというような考え方で、今、対応しておりますので。はい。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 職員さんの対応っていうのは、特別防御服とか、そういう対応は必要ないんですか。

◆星見健蔵委員長 松田次長。

○松田真治次長兼総務課長 はい。当然ながらエプロンをしたり、ゴーグルをかけたりということは、もう部屋に入る前に装着して入るといったようなことになっております。なので、防御具についても、以前みたいなこの重装備のものではなくて、軽めの状態で対応しておるといった状況です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 今回の岩永委員の関連質問ですけれども、10月1日以降の対応としては、2階の東病棟へと、こういう説明がありました。それで、対応については、今やっておられるように、一般病棟の個室対応という形になるということでしょうか。

◆星見健蔵委員長 松田次長。

○松田真治次長兼総務課長 はい。事務局次長松田です。10月1日からということではなくて、第2段階は、今の予定では県のほうは7月1日を目途に計画を組んでいるので、その先、10月1日になりましたら、その7床というものもなくなって、当然、この7床の病棟で受けてもいいですし、一般病棟でも受けてもいいという、要するに病院の裁量で自由に病室が選択できますから、そういった対応になろうかなということでございます。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 その場合ですけれども、感染対策も必要になると思うんですが、そのときには個室対応ということで対応される予定ですか。

◆星見健蔵委員長 松田次長。

○松田真治次長兼総務課長 はい。松田です。基本的には個室対応ということになります。

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございました。

◆星見健蔵委員長 そのほかよろしいですか。それではこれもちまして市立病院を終了します。市立病院の皆様、大変お疲れさまでした。

#### 【福祉部】

◆星見健蔵委員長 それでは引き続き福祉部に入ります。議案説明に入ります前に、藏増部長より、御挨拶をいただき、人事異動で異動された方に自己紹介をお願いします。藏増部長。

○藏増祐子福祉部長 おはようございます。4月の委員会で御挨拶をさせていただきましたが、改めまして4月の人事異動で部長を拝命いたしました藏増と申します。今後よろしくお願いたします。座りまして、失礼いたします。このたびの議会に提案させていただいております福祉部に係る案件でございますが、議案が2件、報告が2件、その他の報告1件でございます。第65号の令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、福祉部の所管する主な内容といたしましては、介護施設が行う大規模改修事業に対する助成事業といたしまして1億1,280万円、低所

得者等への光熱費助成事業のうち、福祉部が所管する部分につきまして3,836万5,000円、生活保護、中国残留邦人等支援給付システムの改修経費といたしまして、399万9,000円など総額1億6,209万9,000円の増額補正予算を計上させていただいております。

次に議案第87号は地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和4年度鳥取市一般会計補正予算について専決処分をいたしましたので、報告をさせていただきまして、その承認を求めさせていただくものでございます。次に報告事項でございますが、報告第5号は令和4年度一般会計予算のうち、令和5年度への繰越明許費に係る繰越額につきまして確定いたしましたので、報告をさせていただきます。また、報告第6号は、令和4年度一般会計予算のうち、令和5年度へ事故繰越した予算につきまして報告をさせていただきます。次にその他の報告といたしまして、第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の一部変更につきまして御報告をさせていただきます。詳細につきましては担当課長のほうから御説明をさせていただきますが、その前に令和5年4月付の定期人事異動による新任職員の自己紹介をさせていただきます。

○池上朱美次長兼保険年金課長 失礼します。4月1日で保険年金課長を拝命いたしました池上朱美です。どうぞよろしく申し上げます。

○藤木尚子長寿社会課鳥取市中央包括支援センター所長 失礼いたします。中央包括支援センター所長を拝命いたしました藤木尚子と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

○小谷昇一長寿社会課ねりんピック推進室長 失礼いたします。同じく、ねりんピック推進室長を拝命いたしました小谷昇一と申します。よろしくお願いいいたします。

○藏増祐子福祉部長 異動の自己紹介は以上でございます。それでは御審議のほどよろしくお願いいいたします。

◆星見健蔵委員長 案件に関係のない方はおられんですね。関係がなければ退席していただいてもよろしいですけど、皆さんが関係あるということであればそのままです。

#### 議案第65号令和5年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）について説明

◆星見健蔵委員長 それでは議案第65号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についての説明を執行部お願いいいたします。橋本次長。

○橋本 渉次長兼長寿社会課長 はい。長寿社会課橋本です。そうしましたら、令和5年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）の説明、事業別概要のほうで説明をさせていただきます。事業別概要の22ページからになります。はい。それでは説明させていただきます。事業別概要22ページ、まず、上段でございます。地域医療介護総合確保事業補助金でございます。補正額が1億1,280万円でございます。事業の内容としましては、介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕耐震化整備事業となっております。具体的な内容としましては鹿野にあります老人保健施設ル・サンテリオン鹿野さんの改修への補助金ということになります。大規模改修の内容ですけれども、トイレやお風呂の移設・増設等水回りの改善、それに伴う建築内装、電気設備変更等を予定しておられるということでございます。

財源につきましては県の地域医療介護総合確保基金10分の10となっております。はい。続きまして同じく22ページの下段でございます。社会福祉施設改修事業費でございます。本市が

保有する社会福祉施設の改修の修繕費等でございます。今回3件を補正でお願いしております。中ほど事業の内容、上のほうから説明させていただきます。まず、なごみ苑浴室用熱源装置の改修でございます。118万8,000円でございます。こちらは一般浴槽の熱交換器の故障ということでございます。2～3年前から冬場に温度が上がらないという状況があったんですけども今年度に入りまして、春になって暖かくなりまして改善しないということで装置の取替えを予定しております。これが118万8,000円となります。続きまして福部砂丘温泉ふれあい会館の浄化槽配管修繕43万6,000円でございます。はい。こちらのほうは同会館の浄化槽の点検のときに曝気ブロー室からの曝気水槽に空気を送っている管が地中に埋まっているんですけどもそちらが腐食して空気が漏れているのが判明したということでございます。こちらで空気を送ることができない状況ですと汚水処理ができない状態ということになるということなので緊急に修繕が必要になったものでございます。金額43万6,000円で、これ、緊急対応が必要でしたので既決の修繕予算で対応させていただきまして、今回の補正計上ということにさせていただいております。

一番下でございます。福部町ほっとスイミングプールの看板修繕33万円となっております。こちらが鳥取市屋外広告物条例に基づきました点検によりまして看板の腐食等が発生して全面改修が必要というふうな点検結果が出たことによるものでございます。看板の取替え費用ということで33万円計上しております。合わせまして195万4,000円の計上となっております。次に23ページの上段になります。老人福祉センター運営費補助金でございます。こちらは高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができるような事業を行います老人福祉センターのうち、国府、河原、気高、青谷につきましては鳥取市社会福祉協議会が設置・運営しておられます。そちらのほうに修繕費も含めた施設の維持、それから運営費用を助成しているものの事業でございます。

今般の気高の老人福祉センターの空調が故障ということで、修理不能ということで全面取替えが必要になったということでございます。こちらの改修費の修繕の取替えにつきまして、そのリース料の7月以降の3月までの9か月分のリース料について補助金として計上させていただいております。105万4,000円というふうになります。続きまして23ページ下段でございます。ふれあい型食事サービス補助金でございます。ふれあい型食事サービスにつきましては各地区社会福祉協議会が実施をしておられます。そちらのほうに鳥取市社会福祉協議会が助成をしておられるというような事業でございます。

今般の物価高騰で食材費等の負担が増える中、地区社協のほうも運営が厳しいというようなお話も聞いておりましたので、このたびの電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額強化という国の事業を財源といたしまして、こちら鳥取市の社会福祉協議会を通して地区社協に対して補助金を出すというような内容でございます。実際、令和4年度のアンケート結果によりまして1食当たり大体38円、食材費高騰しているということがございましたので、単価38円に本年度令和5年度の見込み食数2万4,255食ということで掛けまして92万2,000円、こちらのほうを鳥取市社会福祉協議会のほうに補助をするというような内容になっております。長寿社会課は以上です。

◆星見健蔵委員長 田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。続きまして障がい福祉課所管の事業について説明申し上げたいと思います。事業別概要は1つ飛びまして24ページの下段からお願いいたします。日常生活用具給付事業費でございます。補正予算の要求額としては50万円、補正後の予算額としては5,103万6,000円となります。この事業は障害者総合支援法、法律制定当初は障害者自立支援法でございますが、これに基づく地域生活支援事業の1つでございます。障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう日常生活用具を支給する事業でございます。今回の補正予算といたしましては呼吸器に障がいがあり、人工呼吸器を常時必要とする方に対し自家発電機、または充電式バッテリーを支給しようとするものでございまして、医療的ケア児支援法の成立を受けて昨年4月から医療的ケア児を対象として同事業を開始しておりましたものを、このたび人工呼吸器を装着している全ての障がい者の方に支給対象を拡大しようとするものでございます。

この背景といたしましては今年1月に大雪のため佐治町内で長時間停電し、また、幹線道路が倒木のために通行止めになるという事態もございましたが、こうした状況は人工呼吸器を使用されている方にとって命に関わる重大な事態となる可能性もございまして、これから台風などの時期を迎えるに当たり、日常的な不安解消を図ることを含め、日常生活用具給付事業として補正対応することとしたものでございます。助成内容は基準額10万円までの機器材につきまして9割分を支給し、自己負担1割で利用いただくものとなります。医療的ケア児を対象として開始した際の実績を参考に今回5件分を計上しております。財源といたしましては地域生活支援事業費補助金、国庫2分の1、県4分の1となります。

続きまして25ページ上段でございます。障害福祉事業所物価高騰対策応援金（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）の事業でございます。補正予算の要求額としましては38万5,000円をお願いするものです。この事業は新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等を背景とした物価上昇が依然として続いている中で、障がい福祉関係の事業所の光熱水費等の運営経費が増加している状況を鑑み実施するものでございます。ここで内容の前に対象事業所について少し説明をさせていただけたらと思いますが、障がい福祉関係のサービスには大きく3つの種類がございます。1つは障害福祉サービス事業でございます。これは一般的な施設入所支援でありましたり、グループホーム、デイサービス、ホームヘルプ、就労継続支援などを行うものでございます。また、2つ目としまして障がい児に向けた通所支援事業がございまして、これは障がい児を対象とした児童発達支援、放課後等デイサービスなどを行うものでございます。また、3つ目としまして地域生活支援事業というものがございまして、これは地域活動支援センターであったり、訪問入浴、一般相談、日中一時支援、移動支援など、これは市町村が地域の実情に応じて実施するというような性質のものになります。

このうち、最初に申し上げた1つ目の障害福祉サービス事業所、また、2つ目の障害児通所支援事業所に対しましては、このたび県が6月補正予算におきまして物価高騰対策事業として同種の応援金を支給することを予定しております。本市としましてはこの県事業の対象とされない先ほどの3つ目になりますけれども、地域生活支援事業の事業所を対象に応援金を支給し

ようとするものでございます。対象事業所数は地域活動支援センターが2か所、相談支援事業所が7か所、その他の地域生活支援事業の事業所が35か所の計44か所を予定しております。応援金の額としましては、県の応援金の事業種別ごとの基準額を参考に事業所の事業内容や規模、また県の対象事業との重複して事業実施している事業所についてはその状況に応じまして1事業所2万5,000円～20万円程度で徹底しようと考えております。財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を2分の1充当することとしております。

続きまして25ページの下段になります。こどもの安心・安全対策支援事業費でございます。補正予算の要求額としましては112万円をお願いするものです。この事業は子供の安全対策として保育所などと同様、障害児通所支援事業所においても児童の登降園などの状況について保護者と施設との間で情報共有等ができるシステムの導入が求められてきているところでございます。今回上げております事業はスマートフォンやタブレットによりまして登園状況を管理し、施設、保護者いずれも預かり状況をアプリでリアルタイムに確認できる登降園管理システムを導入しようとする障害児通所支援事業所を支援することによりまして、子供を預ける保護者の不安解消でありますとか、施設の負担軽減を図ろうとするものでございます。

事業の内容としましては障害児通所支援事業所が登降園管理システムの導入に要した経費の5分の4を補助するものでございまして、事前の意向調査によりまして実施希望のありました障害児通所支援事業所2事業所分を今回予算計上しております。補助の上限となる基準額は70万でございまして、市の補助金としましてはこの5分の4の56万円、予算額は2事業所分の112万円を計上しております。財源としましては市が交付した補助金額の4分の3が国庫補助金の障害者総合支援事業補助金の対象となることとなっております。よって最終的な事業負担も含めた事業全体の負担割合としましては事業者が5分の1、市が5分の1、国庫で5分の3というような負担割合となります。障がい福祉課は以上でございます。

◆星見健蔵委員長 枘谷課長。

○枘谷承文生活福祉課長 はい。生活福祉課枘谷です。それでは生活福祉課の所管に係る6月補正予算について御説明をいたします。同じく事業別概要によりまして説明をさせていただきます。26ページ上段をお開きください。低所得者等への光熱費助成事業費（生活保護受給世帯分）になります。エネルギー価格の高騰ですとか、物価の高騰対策につきましては今年度の当初予算におきまして1万7,000円の光熱費助成をお認めいただきまして4月の下旬に生活保護世帯などに対して支援を行ってきたところになりますが、光熱費の高騰は今なお継続している状況となっているところでございます。このような状況の中で、鳥取県のほうで市町村が行う光熱費助成事業について再度ですね、1世帯当たり1万7,000円を上限とする補助制度を創設することとされましたので、本市としてもこの制度を活用いたしまして光熱費の一部の助成を行うことによりまして生活保護世帯の生活への影響を緩和したいと考えておるところでございます。

事業の内容としましては、生活福祉課所管といたしましては施設入所、または入院している単身世帯などを除きまして生活保護世帯1,980世帯に対しまして1世帯当たり1万7,000円の上限を行うものになります。事業費等といたしましては助成額3,366万円、これに封筒代、郵送料、振込手数料を合わせまして3,406万4,000円をお願いしたいと考えております。財源

としましては助成額の2分の1、1,683万円、これは県の補助金を活用するとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これを861万7,000円活用したいと考えるところでございます。

続きまして同じページ26ページの下段を御覧ください。生活保護事務費になります。こちらは本年10月に、5年に一度の生活保護基準の改定が予定されておまして、この基準改定に対応するための生活保護システム等の改修を行うものになります。改修の内容としましては主に2点、これまでは基準額1と基準額2、この2つの基準額から算定して、額の高いほうを保護費として採用する計算方式であったものが、1つの基準額から算定する方式に改められること、また、世帯員一人当たり月額1,000円の特例加算が創設されること、これらの改定の内容につきましては案という取扱いにはなりますが、本年3月に開催されました国の会議において公表されましたので、システム改修費を6月補正予算で計上させていただくものになります。

ちなみに、このたびの生活保護基準の改定の方向性ですが、本年1月の国の会議において公表されたところですが、一人当たり月額1,000円、これを時限的、臨時的に加算をすること、また、この措置をしてもなお現行水準から減額となる世帯については現行の基準額を保障すること、この2つの方針が示されておまして、現行の基準よりも基準として減額となるものはないものと考えております。事業費といたしましては生活保護システム及び中国残留邦人等支援システム、こちらの改修費としまして399万9,000円、財源といたしましては生活保護システムは2分の1、中国残留邦人等支援システムは10分の10の国費の補助制度がありまして、採択される必要はありますが、合わせて299万8,000円を見込んでいるところでございます。

なお、生活保護システムにつきましては、今後国の被保護調査に関する調査項目が増えると、追加するということが予定されておりますので、また9月にもシステム改修費、事業費は精査中でございますが、計上させていただく予定としております。以上で福祉部の説明は終わります。

- ◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。

#### 議案第87号専決処分事項の報告及び承認について説明

- ◆**星見健蔵委員長** それでは引き続きまして、議案第87号専決処分事項の報告及び承認について、所管に属する部分についての説明をお願いいたします。山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課山内です。そういたしますと、議案第87号専決処分事項の報告、承認について、説明のほうは本日お配りしております説明資料、こちらのほうを使って説明をさせていただきたいと思っております。資料のページは8ページと9ページになります。まず、8ページのほうが歳入になります。このたびの専決処分をさせていただきましたのは、昨年12月に鳥取市民の方から福祉の事業に100万円使ってほしいという寄附の申出があり、寄附金を採納したものでございます。歳入の科目としては寄附金で、民生費寄附金の社会福祉費寄附金ということで100万円を採納いたしております。歳出のほう9ページになります。上から3行目、社会福祉総務費のふれあいのまちづくり事業費、こちらのほうに使わせ

ていただくということで、財源として寄附金をその他財源として100万円計上させていただき、一般財源をその分減額ということで、いわゆる財源更正ということで専決処分を行いました。

このたび、専決処分を行った理由なんですけども、この寄附をいただいた方が福祉関係に使ってほしいということで、じゃあ、例えば高齢者とか、何か特定の分野を指定されたわけじゃなくて、福祉でということで、どういった事業に活用させていただこうかということで内部でもいろいろ検討したんですけども、新規の事業ということもなかなか難しいですし、じゃあ、どの事業に充てようかということで検討してまいったものですから、2月の通常の補正予算の計上というのが間に合わなくて、3月31日付の専決処分をさせていただいたということでございます。地域福祉課所管の分についての説明は以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、田川課長。

○**田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課田川でございます。続きまして障がい福祉課所管分につきまして説明申し上げます。同じ資料の9ページ中ほどでございます。過年度分国県負担金返還金でございます。補正予算の額としましては398万5,000円、補正後の額としましては3,705万円となっております。これは受入れ済みの過年度分、具体的には令和3年度分でございますが、国庫支出金の額の確定に当たりまして、その実績の清算に伴う過支給分を国に返還するものでございます。対象となる国庫支出金は令和3年度障害者総合支援事業費補助金の追加協議分でございます。充当事業といたしましてはコロナ関連の2つの事業となります。1つは就労継続支援事業所を対象とした生産活動拡大支援事業補助金、もう1つは障害福祉サービス事業所全般を対象としました障害福祉サービス事業継続支援補助金となります。国に対しては令和4年8月に実績報告を行いまして、返還が発生することは把握しておりましたが、例年にはないコロナ関連の補助金で返還時期が判然とせず、2月補正予算に計上しておりませんでした。結果として、国からの額確定数値は令和5年2月27日付で行われることとなったため、返還金額398万5,000円を専決補正により対応させていただいたものでございます。障がい福祉課、以上でございます。

◆**星見健蔵委員長** 枘谷課長。

○**枘谷承文生活福祉課長** はい。生活福祉課枘谷です。それでは生活福祉課の所管に係る専決補正予算について御説明いたします。同じ資料の下のほうの段ですね、生活保護費、生活保護総務費、過年度国県支出金返還金でございます。こちらにつきましては、受入れ済みの令和3年度分の県補助金でございます。鳥取県生活困窮者に係る総合支援拡充事業補助金（保護決定等体制強化事業）こちらにつきまして事業の実績精算及び額の確定に伴いまして過支給分を県に返還したのになります。本年3月7日付で県より補助額の確定通知がなされたことに伴いまして、過支給額171万5,000円を専決補正予算に計上させていただき、県に返還させていただいたのになります。以上で福祉部の説明を終わります。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。

報告

#### 報告第5号繰越明許費繰越計算書について

◆**星見健蔵委員長** それでは引き続きまして、報告第5号繰越明許費繰越計算書についてのうち、本委員会の所管に属する部分についての説明をお願いいたします。橋本次長。

○**橋本 渉次長兼長寿社会課長** 長寿社会課橋本です。それでは報告第5号繰越明許費繰越計算書についての説明をさせていただきます。先ほどと同じ、本日お配りの福祉保健委員会の説明資料の10ページで説明をさせていただきます。参考までに付議案は52ページ、53ページとなっております。長寿社会課所管の繰越し2件ございます。民生費、社会福祉費の地域医療介護総合確保事業補助金、繰越額が7,609万5,000円でございます。内容といたしましては社会福祉法人こうほうえんに対する介護ロボットICT導入支援の補助金でございます。繰越事由ですけれども、新型コロナウイルス感染症でありますとか、ウクライナ情勢による半導体の電子部品不足が世界的に深刻化しております、関連する商品の遅延が発生したということでございます。ということで、令和5年度に繰越しをさせていただきたいと思っております。

それから次の中段でございます。介護サービス事業継続支援事業（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）でございます。382万3,000円の繰越しということでございます。こちらにつきましては、本年2月補正で計上させていただきました介護サービス事業所等においてクラスター等が発生した場合の緊急の感染防護具を配布するための備蓄の経費でございます。ガウンであるとかフェイスシールド等の備蓄の経費でございます。382万3,000円、こちらの繰越しが確定しております。長寿社会課からは以上2件でございます。

◆**星見健蔵委員長** はい、田川課長。

○**田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課田川でございます。続きまして障がい福祉課所管分について説明申し上げます。同じ資料の表の一番下のところでございます。民生費、児童福祉費、こどもの安心・安全対策支援事業（令和4年度国2次補正）でございます。繰越額としましては1,522万2,000円を繰越しをさせていただいております。この事業は、障害児通所支援事業所におきまして、障がい児を送迎する場合に送迎車両への安全装置の設置が義務づけられることとなったのを受けまして、市内の障害児通所支援事業所が送迎用バスに児童の置き去り事故防止のための安全装置を設置する経費について補助する事業でございます。令和4年度国2次補正予算に呼応して事業実施するものでございます。

この事業も本年2月議会において補正予算とともに繰越明許費の補正予算を計上し、議決いただいたものでございまして、補正予算額1,555万3,000円のうち、1,522万2,000円を繰越しをさせていただいたものでございます。報告第5号繰越明許費に係る繰越額の説明は以上となります。

◆**星見健蔵委員長** はい、御説明いただきました。委員の皆様からこの件につきまして質疑等ございますか。よろしいですか。はい。

#### 報告第6号事故繰越し繰越計算書について

◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして報告第6号事故繰越し繰越計算書について所管に属する部分についての説明をお願いします。橋本次長。

○橋本 渉次長兼長寿社会課長 長寿社会課橋本です。引き続きまして先ほどの資料、一番最後のページ11ページになります。そちらのほうで説明をさせていただきます。ちなみに付議案は62、63ページとなっております。報告第6号は事故繰越し繰越計算書についてでございます。民生費、社会福祉費、地域医療介護総合確保事業補助金でございます。金額3,360万円となっております。こちらの内容ですけれども、令和3年の12月補正で議決をいただきました、いこいの杜の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボットICT導入経費助成の補助金でございます。令和3年度から4年度のほうに繰越しをさせていただいて、令和4年度完了予定の事業でございましたけれども、こちら先ほどの繰越明許費と同じように、コロナ禍の状況、それからウクライナ情勢等で半導体不足ということで対象の機器が3月中に間に合わなかったということで、令和5年度に事故繰越しとさせていただきたいという内容でございます。ちなみにですけれども、5年度に入りまして既に事業は完了をしております。長寿社会課以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、御説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 事故繰越し繰越計算書についてということで、本当なら4年度に完了せんといけんかったけど、この説明にあるような機器の入手に時間要したために、4年度で予算ちゃんに使わんといけんかったのに使えなかったの、今年度に繰越しをすると。さっきの報告5号の中でも、どうしても商品の遅れとかいうことで繰越しという説明もありました。どっちもやむを得ない事情なんじゃないのかとか思ったりするんですけど、この違いをちょっと、もうちょっと分かるように説明してください。

◆星見健蔵委員長 橋本次長。

○橋本 渉次長兼長寿社会課長 長寿社会課橋本です。基本的に報告第5号の繰越明許費につきましては、翌年度に繰り越せるというようなことでございます。基本的には翌年度までなので、そのまた翌年度に繰り越そうというときは、何がしか理由がないと、ということで、このたび、事故繰越しということにさせていただいたということでございます。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 だからどうしても物が入ってこないとか、そういう事情はあるわけだけど、翌年までは、翌年度繰越しということで通常じゃないけど、まだ認められる繰越し。だけど、この6号は3年間っていうか、2年間繰り越したからそれなりの事情が必要ということで区別がしてあるというふうに理解したらいいわけですね。はい。だから、そういう場合は2年繰越しになることもあるということで事故繰越しという表現をすると。はい。分かりました。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。

## その他の報告

### 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の一部変更について

◆星見健蔵委員長 それでは次にその他の報告に入ります。第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の一部変更についての説明を執行部お願いいたします。橋本次長。

○橋本 渉次長兼長寿社会課長 長寿社会課橋本です。そうしますと、その他報告ということで

第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の一部変更についてということで、本日お配りしておりますその他報告という資料で説明をさせていただきます。最初に申し訳ないです。資料の訂正をさせていただきます。一番表紙の資料ですけれども、太字で、大きい数字で1、2、3、4となっておりますけれども、1、2、3、4、5ですので一番下の4を5、その上の3を4に訂正をお願いします。はい。それでは報告させていただきます。計画変更の内容ですけれども、覚寺にありますウエルフェア北園渡辺病院、こちらの医療療養病床を、こちらを介護医療院へ本年令和5年4月1日より転換をされたということに伴いますサービス量、給付費等の変更ということになります。資料の大きい2番御覧くださいませ。医療療養病床から介護医療院への転換についてということでございます。介護医療院につきましては、本年令和5年度末の介護療養型医療施設の廃止に伴い、介護療養型医療施設の機能を引き継ぎつつ、生活施設としての機能を兼ね備えた新しい介護保険施設として平成30年4月に創設されたものでございます。入所施設でございます。

8期計画における介護医療の整備につきましては、市内全ての介護療養型医療施設が介護医療院への転換を完了しておりまして、新たな整備は行わないということにしております。しかしながら、介護療養型医療施設及び医療療養病床につきましては、介護医療院等の介護保険施設、地域密着特養、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護への移行を国が施しておりまして、いわゆる入所施設の総量規制というものの対象外ということになっております。ということなのでこのたびウエルフェア北園渡辺病院さんが医療療養病床から60床介護医療院へ転換されるということになりました。はい。医療療養病床から介護医療院へ転換ということなので第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の内容を変更させていただいたものでございます。

その中段より下、訂正いたしました4番でございます。給付費・介護保険料についてでございます。令和5年度に介護医療院が60床追加するというので施設サービスの給付費が計画より試算いたしまして2億7,886万円増加することとなります。したがって、第8期の施設サービスの計画値が69億3,900万円から72億1,786万円に増加するという変更でございます。

(2)番介護保険でございます。介護保険料は8期計画で推計される保険給付費等によって必要額を算出しております。このたびの変更で給付費が増加することによりまして必要となる介護保険料につきましては、介護給付費準備基金を活用し、現行の介護保険料の変更は行わないということにさせていただきます。ちなみに基金の取崩しを6,100万円増やしまして、8期計画で9億2,900万の取崩しの予定を9億9,000万円というふうにさせていただきます。計画期間は第8期の現行計画と同じ本年度令和5年度末までとなっております。計画変更になりました部分につきましては資料をつけさせていただいております。簡単ですけれども、説明は以上となります。

◆星見健蔵委員長 御説明いただきました。本件につきまして委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 説明ありがとうございます。この計画は令和5年度までとなっております、令和6年度からが新たな計画ということになるとは思いますが、この5年度期にこれをしなければ

ばならなかった理由を教えてください。

◆星見健蔵委員長 橋本次長。

○橋本 渉次長兼長寿社会課長 はい。長寿社会課橋本です。先ほども説明しましたが、介護療養病床であるとか、医療療養病床からのこの介護医療院への転換というものが都道府県であるとか市町村の介護保険計画によるものではなくて、特例として国のほうが転換を進めているので認められるという、いわゆる先ほどの総量規制に引っかからないというような内容でございますので、事業者のタイミングでこのたび令和5年4月から介護医療院の数が60床増えるということになりまして、給付費が変わりますので、このたびの報告とさせていただきます。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 国のその特例措置というのは期限があるんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 橋本次長。

○橋本 渉次長兼長寿社会課長 介護療養型医療施設の廃止の特例が令和5年度末なので、令和6年3月31日までとなっております。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。その期限に間に合うように対応したかったという、こういう理由だと思います。それではほかにもこのような事業者が出た場合は、そういう、その対応はどうなるでしょうか。

◆星見健蔵委員長 橋本次長。

○橋本 渉次長兼長寿社会課長 はい。長寿社会課橋本です。今のところ本年度中に計画をされているというお話は聞いておりませんが、ちょうど今年度が第9期の介護保険事業計画を立てる時期でございますので、そのサービス見込み量というのを確実ににはじかないといけないので、国のほうも医療療養病床等お持ちの方、事業者に対して調査をするというような情報も聞いておりますので、情報収集には努めたいと思います。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 そのほかございますか。よろしいですか。それではないようでございます。それ以外何か皆さんのほうでございますでしょうか。よろしいですか。ないようです。それではこれで福祉部を終了します。福祉部の皆さんありがとうございました。

#### 【健康こども部】

◆星見健蔵委員長 それでは、引き続き健康こども部に入ります。まず、橋本健康こども部長に御挨拶をいただいた後、人事異動で異動された方に自己紹介をお願いし、その後議事に入りたいと思います。橋本健康こども部長。

○橋本浩之健康こども部長 はい。おはようございます。健康こども部の橋本でございます。既に本会議のほうで市長が述べましたけども、国のこども家庭庁の設置を踏まえまして、本年4月から本市のこども施策をさらに強力に推進するために健康こども部内にこども家庭局を設置しております。このこども家庭局は従来のこども家庭課を新たにこども施策の調整や企画を行いますこども未来課と就学前の子供の育ちを支援する幼児保育課とにし、こども家庭相談セン

ターとこども発達支援センターを加えまして新体制としたところでございます。2課、2センターからなりますこども家庭局におきまして、連携を図りながらこども施策を一体的、総合的に取り組んでいくこととしておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案しております健康こども部に関わる案件、議案が2件、それから報告1件について簡単に説明を申し上げます。議案第65号令和5年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）の内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種実施体制整備のため、2億2,142万1,000円、物価上昇に伴い増加しております私立保育園等の給食に要する経費に対する支援のため3,507万円、それから低所得世帯に対する光熱費の助成といたしまして、児童扶養手当受給世帯への支援を行う経費として2,549万4,000円などの総額2億9,782万6,000円の増額補正を提案しております。

次に議案第87号専決処分事項の報告及び承認につきましては3月31日に専決処分といたしました令和4年度鳥取市一般会計補正予算（第13号）の報告をさせていただき、その承認を求めらるるものでございます。また、報告第5号繰越明許費繰越計算書につきましては、総額5億8,829万7,000円を翌年度に繰越いたしましたので、この報告をするものでございます。詳細につきましては担当課長、室長より御説明申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。それからこの後、新任になりました管理職のほうからの御挨拶をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

- 濱田寿之幼児保育課長 失礼します。4月1日の人事異動で幼児保育課長を拝命いたしました濱田と申します。よろしくお願いいたします。
- 岡本芳奈幼児保育課課長補佐 はい。同じく4月1日の人事異動で幼児保育課の課長補佐を拝命いたしました岡本芳奈と申します。よろしくお願いいたします。
- 西尾靖子健康・子育て推進課長 失礼いたします。健康・子育て推進課長を拝命いたしました西尾靖子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 森原秀雄生活安全課長 鳥取県から派遣されました生活安全課森原秀雄と申します。よろしくお願いいたします。
- 橋本浩之健康こども部長 以上でございます。
- ◆星見健蔵委員長 はい、自己紹介いただきました。案件にない方ございませんよね、退席していただいてもよろしいですけども。全員に関係あるということですのでよろしくお願い致します。

#### 議案第65号令和5年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）について説明

- ◆星見健蔵委員長 それでは議案第65号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について執行部説明をお願いいたします。小野澤局長。
- 小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 はい。こども未来課小野澤です。事業別概要書の27ページになります。27ページの上段です。低所得者等への光熱費助成事業費、児童扶養手当受給者世帯分になります。依然としてエネルギー価格や物価高騰が継続しており、低所得者世帯への影響が大きいことから、当面の生活を維持するために県の事業に呼応して春季に引き続き緊急的な支援を実施するものです。対象者としまして市が生活困窮世帯として認める世

帯としており、こちらでは児童扶養手当受給世帯分を計上しております。令和5年7月1日時点の児童扶養手当受給世帯として1,482世帯を想定いたしてありまして、助成経費としましては、県が基準として示している1世帯当たり1万7,000円を支給させていただきます。予算要求としまして扶助費として2,519万4,000円、郵券料等事務費として30万円、合計2,549万4,000円を要求しております。なお、財源内訳といたしまして、扶助費の2分の1に当たります1,259万7,000円が県の原油価格高騰に係る生活困窮世帯支援補助金、市の負担分の2分の1に当たる644万8,000円を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。なお、児童扶養手当受給者への支給としておりますので、申請を不要としており、議決後速やかに準備を進める予定としております。以上です。

◆**星見健蔵委員長** 濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** 幼児保育課濱田です。幼児保育課の所管に係る事業について説明をさせていただきます。事業別概要書27ページ下段を御覧ください。市立保育園運営費でございます。市立のすくすく保育園の調理室に設置しております食器消毒保管庫2台のうち1台の温度センサーが経年劣化により今年4月に故障しました。基盤の故障が原因でしたが、当該機器は購入から27年以上経過しており、部品の調達が不可能であったことから新たな機器の購入費用について57万円を計上するものでございます。なお、園児への安心・安全な給食の提供や園の運営に支障を来すことから、早急な機器更新が必要であったため、既決の予算で既に執行済みでございます。財源は全額一般財源となっております。

続きまして28ページ上段を御覧ください。私立保育園等給食費緊急特別支援事業費でございます。新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等を背景としました物価上昇により、保育園等における給食に利用する食材の経費も令和4年度に比べさらに増加しております。食材費の高騰の継続は保護者に負担していただく給食費の増加や給食の質、児童の栄養バランスの低下につながることを懸念されます。そのため、私立保育園や認定こども園等の事業者に対して給食に要する経費を助成することで、保護者が支払う給食費の値上げの抑制と栄養バランスや量や質を保った給食の実施につなげることを目的としております。

事業の内容としましては、私立の保育園、認定こども園等46園を対象に20の事業者に対しまして、給食に要する経費を助成いたします。助成額は入所児童1人当たり月額600円を基準単価といたしまして、月ごと、園ごとの人数を基に積算し、令和5年4月～令和6年3月までの12か月分を市から事業者へ支払っている運営費に加えて支給いたします。事業費は3,507万円を計上しております。財源の内訳は1,753万5,000円が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、1,490万円が新型コロナウイルス感染症緊急対策基金繰入金、残りの263万5,000円が一般財源となっております。

続きまして28ページの下段を御覧ください。私立保育園業務効率化推進事業費でございます。地域の実情に応じた多様な保育ニーズに対応するため、保育士の業務負担の軽減を図り保育士が働きやすい環境整備を行うことで保育を支える保育士の確保につなげ、私立保育園の安定した経営に資することを目的としております。事業の内容としましては、とうごう保育園における登降園管理や各種帳票作成などを行える業務支援システムの導入に係る経費の一部を開設事

業者である社会福祉法人鳥取福祉会に補助するもので77万6,000円を計上しております。補助率につきましては、国が対象経費の5分の3、市が5分の1となっております。財源内訳は58万2,000円が国庫補助金、19万4,000円が一般財源となっております。

続きまして、29ページ上段を御覧ください。保育環境等向上支援事業費でございます。本年4月に伊丹市在住の方より本市の子育て支援策に役立ててほしいとのことで1,000万円の寄付を受けたところでございます。この寄付金を有効活用し、市内の保育園等に必要な物品を購入することで、保育環境の向上を図ることを目的としております。事業の内容としましては公私立保育園、認定こども園等1園当たり約14万5,000円として69園分の物品を購入するものでございます。屋外の活動時や運動会等での熱中症対策や紫外線対策として需要のあるテントの購入費として1,000万円を計上しております。財源は全額児童福祉費寄附金となっております。幼児保育課の説明は以上でございます。

◆星見健蔵委員長 竹内副所長。

○竹内一敏副所長兼保健総務課長 保健総務課竹内です。事業別概要は30ページの上段になります。公衆浴場確保対策補助金です。原油価格・電気代の高騰の影響を受けています公衆浴場に対し燃料費それから電気代の助成をするものでございます。燃料費・電気代とも県が行う助成と同じ内容としております。補助対象とする公衆浴場は鳥取市内の4浴場、宝温泉、木島温泉、元湯温泉、日乃丸温泉でございます。まず、燃料費の助成ですけれども、令和3年度から実施しております。今年度も当初予算で計上しておりますけれども、追加の助成ということになります。当初予算で1浴場当たり重油5,000リットル分、年平均使用量の6か月分を助成することにしておりますけれども、追加でさらに5,000リットル分を助成するものでございます。合わせて年間で1万リットル分となります。単価は当初予算と同じく重油単価の令和2年度の平均値と令和4年10月の単価の差額31円としております。年間では1浴場当たり31万円を上限に助成を行う予定としております。

それから、電気代の助成ですけれども、令和3年4月当時より令和5年2月現在で1キロワットアワー当たりが約6円上がっております。この単価を6円としまして、年平均使用料5万キロワットアワーと計算しまして、1浴場当たり30万円の予算を計上しております。助成内容ですけれども、県が行う内容と同じにしておりまして、年間使用量が5万キロワットアワー未満は一律で10万円、それから5万～10万キロワットアワーは一律30万円、それから10万キロワットアワー以上は60万円としております。予算額は182万円、財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てることとしております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 稲田室長。

○稲田すなお新型コロナウイルスワクチン接種対策室長 はい。新型コロナウイルスワクチン接種対策室の稲田でございます。資料は事業別概要の30ページの下段、併せて一般会計特別会計補正予算書の30ページ以降を見て説明をさせていただきたいと思っております。新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費でございます。補正額が2億2,142万1,000円です。全額国費です。新型コロナウイルスワクチン接種は特例臨時接種期間が今年度末まで延長され、引き続き自己負担なしで接種が継続して実施されることとなりました。今年度は生後6か月以上が対象の初回接種は3月まで接種

可能となり、追加接種につきましては現在実施している重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患を有する方を対象にした春開始接種と今後5歳以上の方が対象の9月～12月に行なわれる秋開始接種が実施されます。今回の補正は今後の接種体制の確保に係るものでございます。

それで、主な経費といたしまして、まず、役務費3,042万5,000円、これは接種券の郵送料であるとか、窓口業務の派遣スタッフに係る費用でございます。続いて委託料の1億5,061万7,000円のうち、1億4,941万7,000円がワクチンに係る経費でして、これは時間外休日加算を含めた接種費用の7,012万4,000円や接種券の印刷費用やコールセンター業務などが含まれております。また、負担金補助金及び交付金の3,536万6,000円につきましては、御協力いただいている診療所への接種促進支援事業費でございます。以上でございます

◆星見健蔵委員長 西尾課長。

○西尾靖子健康・子育て推進課長 健康・子育て推進課西尾です。事業別概要31ページ上段を御覧ください。がん医療提供体制整備事業費でございます。これはがん患者の抗がん剤治療による脱毛であるとか、手術による乳房切除など外形変化のケアのためのウィッグ、補正下着等の購入費用を助成するがん患者の社会参加応援事業補助金の上限額が引き上げられたことに伴い補正となります。

この補助事業につきましては、中核市移行に伴い県から移管されたものでございますが、令和5年4月1日付で県の補助金の交付要綱が改正されまして、補助金の上限額がこれまでの2万円から5万円に引き上げられたものでございます。補助率は変わらず2分の1となっております。現在申請のありました分については既決予算で対応をさせていただいておりますので御了解いただければと思います。補正額は147万5,000円を計上させていただいております。財源としましては全て中核市関連事務県負担金となります。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 森原課長。

○森原秀雄生活安全課長 はい。生活安全課森原です。よろしくお願いたします。事業別概要の31ページの下段を御覧ください。地域猫活動等支援事業費になります。事業の概要といたしましては、飼い主のいない猫による生活環境被害対策として既存の不妊去勢手術助成事業に加え、この助成事業では対応が困難な事案に対しまして、地域猫活動を支援する事業ということで令和3年度から実施しております。補正要求の内容ですが、地域猫活動等支援事業につきましては、保健所勤務獣医師により不妊去勢手術を実施しております。手術には獣医師2名が必要でこのうち1名が退職することになったことから、鳥取県獣医師会に手術の支援をお願いするというので、委託料120万円の補正をお願いするものです。財源につきましては、一般財源が77万2,000円、県からの負担金が42万8,000円ということになっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、御説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聴き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。

#### 議案第87号専決処分事項の報告及び承認について説明

◆星見健蔵委員長 それでは引き続きまして議案第87号専決処分事項の報告及び承認について所管に属する部分についての説明をお願いいたします。西尾課長。

○西尾靖子健康・子育て推進課長 はい。健康・子育て推進課西尾でございます。議案第87号専決処分事項の報告及び承認についてのうち、所管に属する部分について、福祉保健委員会説明資料（健康こども部）のほうで説明をさせていただきたいと思っております。A4の横長の資料のほうを御覧いただけますでしょうか。7ページを御覧ください。これは令和4年度の12月と2月に補正をさせていただきました出産・子育て応援交付金事業費に係る専決補正予算となります。この事業の財源の内訳につきましては国から3分の2、県から6分の1の補助金となっているところですが、そのうち、国からの補助金3分の2につきましては、補正時点では県を通じて交付される間接補助の予定でございましたので、県補助金のほうに計上しておったところでございます。その後、国のほうが、国から直接市に交付される方式に変更されましたので、国の補助金分の1億6,213万8,000円については、県補助金から国庫補助金のほうに変更することとなります。これに伴いまして歳入につきましては、県補助金が1億6,213万8,000円の減額、国庫補助金のほうは1億6,213万8,000円の増額となりますので、計上させていただいております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 はい、小野澤局長。

○小野澤裕子局長兼こども未来課長 はい。こども未来課小野澤です。続きまして次の8ページを御覧ください。民生費、児童福祉費、母子福祉費になります。過年度分国県支出金返還金261万3,000円を専決させていただきましたので御報告いたします。これは令和3年度の母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金につきまして、本市からの実績報告に基づいて国からの交付決定により返還するものです。交付決定の通知が2月補正予算時に未確定であったためにこのたび、専決させていただきました。以上になります。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭相談センター所長 はい。こども家庭相談センター森田でございます。その下段ですけれども、母子生活支援施設費、母子生活支援施設運営費ということで、そちらで64万9,000円を専決させていただいております。これは母子生活支援施設つくしの指定管理料は当該年度の措置費の算定額により決定しておりまして、その2月補正で増額分を見込んで予算を増額しておりましたけれども、令和5年の3月20日の厚生労働省発出の要綱改正により、令和4年度の法単価が大幅に引き上げられたことから委託料が不足したもので、64万9,000円を専決させていただいたところでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 以上で、はい、御説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聴き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。

## 報告

### 報告第5号繰越明許費繰越計算書について

◆星見健蔵委員長 それでは引き続きまして報告第5号繰越明許費繰越計算書についての説明をお願いいたします。濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課の濱田です。それでは報告第5号繰越明許費繰越計

算書について所管に属する部分についての説明をさせていただきます。資料は先ほどの福祉保健委員会説明資料を用います。こちらの9ページ、10ページの繰越明許費繰越計算書で説明をさせていただきます。右側の欄に担当課が記載されております。こちらの幼児保育課の事業のうち、9ページ1段目、児童館運営費、コロナ克服・新時代開拓省庁分と5段目の保育環境改善等事業、こちらもコロナ克服・新時代開拓省庁分、その下の6段目の地域子ども・子育て支援事業、特例措置分コロナ克服・新時代開拓省庁分と、めくっていただきまして、10ページ目、一番下の段の幼稚園一般管理事務費、コロナ克服・新時代開拓省庁分、こちらの計4事業につきましては、市立保育園、幼稚園における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策としての衛生用品等の購入経費でありましたり、児童館、私立保育園、認定こども園、地域子育て支援センターなどを運営する民間事業者へ感染症対策に係る衛生用品等の購入経費に対して補助を行うものでございます。

国の総合経済対策に伴う令和4年度第2次補正予算に呼応し、昨年度2月補正に計上させていただいたもので全額繰越しとさせていただいたものでございます。また、9ページ3段目の市立保育園運営費とその下4段目の私立保育園業務効率化推進事業につきましては、公立保育園が所有する園児送迎用バスへの安全装置の設置経費や私立保育園、認定保育園などを運営する民間事業者へ園児送迎用バスへの安全装置の設置経費に対して補助を行うものでございます。

この2事業につきましても、国の令和4年度第2次補正予算に呼応し、昨年度2月補正に計上させていただいたものでございます。こちらも全額繰越しとさせていただいたものでございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭相談センター所長 はい。こども家庭相談センター森田でございます。9ページの2段目、子育て支援短期利用事業ということで1,087万2,000円繰越しさせていただいております。こちらにつきましては2月補正時に繰越明許費補正ということで御説明させていただきましたが、鳥取こども学園が実施する子育て短期支援専用居室の整備に要する費用に係る補助金として、全額繰越しさせていただいております。現在の状況としましては5月に事業者のほうから工事発注が終わって、工事に着工しているということで事業が進められております。以上です。

◆星見健蔵委員長 平戸所長。

○平戸由美こども発達支援センター所長 はい。こども発達支援センター平戸でございます。10ページの上でございます若草学園の管理運営費の御説明です。こちらのほうは、国の令和4年度の第2次補正予算を受けまして、同じく昨年度、令和4年度の2月補正で予算措置いただいたもののうち、令和5年度障がい者総合支援事業費補助金のこども安全・安心対策事業分としまして13万7,500円を繰越ししたものでございます。内容としましては昨年10月の国のバス送迎における安全管理の徹底に関する緊急対策ということで、こどものバス送迎安全徹底プランを受けまして、鳥取市の児童発達支援センターであります若草学園の園児の送迎等に使用している通園バス1台への安全装置とその取付けに関する経費でございます。財源は全て国庫補助金となっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 西尾課長。

○西尾靖子健康・子育て推進課長 はい。健康子育て推進課西尾です。同じく資料10ページの2段目を御覧いただけますでしょうか。出産・子育て応援交付金事業です。令和4年度の12月と2月に補正で計上いたしました事業費の合計2億4,320万8,000円のうち、8,853万2,000円を繰越しさせていただいております。内容としましては、令和5年4月～9月までの事業に係る人件費438万6,000円と事業費といたしまして64万6,000円、それから出産応援給付金、子育て応援給付金、それぞれ5万円の給付となっておりますが、その給付金といたしまして8,350万円となります。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 稲田室長。

○稲田すなお新型コロナワクチン接種対策室長 はい。新型コロナワクチン接種対策室の稲田でございます。その下、予防費、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業です。最初に申し訳ありません。資料の訂正をお願いいたします。この新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費の一般財源の欄に17万1,374円とありますが、これはその隣のその他の財源の間違いですので、その他17万1,374円、一般財源はゼロでお願いいたします。大変失礼いたしました。はい。では、事業の内容説明させていただきます。令和5年度も特例臨時接種が延長されたことにより、継続してワクチン接種を希望される方への接種を実施するために4億1,321万1,471円を繰越しいたしました。それで、このうち、その他として、雑入17万1,374円を出しておりますが、これにつきましては市が設営しました集団会場において住所違いの方が接種される接種費用分でございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 御説明いただきました。この件につきまして委員の皆様から質疑等ございますか。よろしいですか。はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 教えてください。令和5年6月の補正予算の事業別概要の28ページ、ちょっと関連項目があるので、ここから。はい。下段に私立保育園業務効率化推進事業費ということで、とうとう保育園のことが助成されるということになっております。それで、併せて今回の繰越明許費計算書でも、私立保育園業務効率化推進事業ということがありますが、実際この中には、こちらの明許費の中にはこの東郷保育園の分が含まれてなかったという理解でいいんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田でございます。繰越明許の内訳としましては、こちらは私立の保育園が所有する園児送迎用バスへの安全装置の設置経費等の補助に関わる部分ですので、こちらにはとうとう保育園のICT化の費用については含まれておりません。はい。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 そのほかよろしいですか。はい。ないようでございます。

#### 請願・陳情

令和5年請願第4号保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の提出を求める請

願について質疑・討論・採決

- ◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして令和5年請願第4号保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の提出を求める請願の審査に入ります。この請願につきまして、委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。岩永委員。
- ◆**岩永安子委員** 最初に委員長にお聞きしたいんですけど、今回の請願第4号は件名が保育所等保育施設の職員配置となっております。それで請願事項見てみますと、保育施設、学童保育施設等職員、3のところも保育施設、学童保育施設の人員確保というふうになっております。うちの所管の関係は、学童保育施設は文教経済だけど、件名に書いてあるように保育所等保育施設で保育所を所管するのは福祉保健委員会だから、主たるは保育所のことということでこちらの委員会で審議をするということの判断だということですのでよろしいんですか。まず、それを確認させてください。
- ◆**星見健蔵委員長** はい。この件につきまして、福祉保健委員会の所管以外の分野ではないかと、教育委員会等の管轄ということであろうと思います。この件についてちょっと事務局のほうで説明をお願いしたいと思います。毛利事務局。
- 毛利 元局長補佐** はい。それでは事務局のほうから御説明をさせていただきます。請願につきましては、皆さん御存じのとおり、会議規則第141条にありますとおり、議長さんの御判断で所管の常任委員会に付託をするということになっております。それで、このたびの御判断の基準といたしましては、請願文書の中身をちょっと見ていただきますと、先ほど岩永議員さんのおっしゃられたとおり、請願事項の一部に学童保育施設という用語が一部入ってはきております。しかしながら皆様、請願の趣旨、いわゆる請願の思いのほうを見ていただきますと、いわゆる公立私立に関わる保育施設に関する、要は保育所の待機児童問題に関する、それからいわゆる請願の趣旨の中身につきましては、いわゆる保育士の保育の配置基準を要は改善してほしいということで、趣旨のほうにつきましては基本的には保育に関するということになっておりますので、先ほど岩永議員が申し上げられたとおり、議長さんの御判断といたしましては、これについては主たる請願の趣旨なり、思いとしては福祉保健に関する事項であるということで、本委員会に付託されたものでございます。以上でございます。
- ◆**星見健蔵委員長** 岩永委員。
- ◆**岩永安子委員** はい。よく分かりました。それでは最初にちょっと福祉保健委員会に紹介議員もいらっしゃるのので答えていただけたらいいと思うんですが、これまで保育に関わる請願を2本審議をしてきました。それで、2月のときに審議したときには子育てにかかるお金が少ない国は出生率が低いと、OECDの比較を見れば分かるということで、保育士1人が見る子供の数は少ないんだろうと、その分お金をかけてるからというふうに想像できるんですが、今回、1番の請願事項のところに保育施設の配置基準をOECD先進国並みの配置基準に改善することというふうになっております。そこら辺でそういう事情を御紹介いただくと、この請願の中身がよりリアルに分かるかなと思うんですがどうでしょうか。
- ◆**星見健蔵委員長** はい、この件について、紹介議員さんが本委員会にもおられますので、その点について、ただいまのOECD等の内容について御説明いただけます。坂根委員。

◆**坂根政代委員** はい。坂根です。今、日本では、まず、日本のちょっと現状をお話をしたいと思いますが、乳児ゼロ歳児3人に対して保育士の配置基準は1、そして1歳児に対しまして6人に対して1、1、2歳児ですね、1、2歳児が6人に対して1人、そして3歳児が20人に対して1人、4歳以上、4歳、5歳児が30人に対して1人ということになっております。それで、OECDではもう三十何か国ありますので、全部は紹介することはできませんけれど、例えばアメリカのニューヨーク市で見ますと、ゼロ歳～2歳までは、特にゼロ歳が4人に対して1人、1歳、2歳児に対しては5人に1人、または3歳児が7人に1人、4歳児が8人に1人、または5歳児は9人に対して1人。イギリスですと、ゼロ歳～1歳が3人に対して1人、2歳児が4人に対して1人、3歳児以上は13人に対して1人などかなり子供の人数に対して保育士の配置が、今の日本の現状より、より豊かになっていると、こういったことがあります。

特に日本では、このたび3歳児15人に対して1人というようなことも出されておりますが、これも全て可能になってるわけではありません。また、このたびの4歳、5歳児の25人に対して1人ということも、国のほうで議論をされましたけれど、結局、現場にいろんな現状、例えば25人に1人にした場合に保育士を急遽増やさないとかなんか含めて、またはクラスを2クラスにせないけんとか含めて現場に影響が生じるということで、この案も結局消えてしまったと、こういうような現状がありまして、改めてこの保育士の配置基準をしっかりとしてほしいというのが、このたびのOECDということを出した事例でございます。

◆**星見健蔵委員長** はい、岩永委員。

◆**岩永安子委員** はい。よく分かるように話をさせていただきました。それで、OECD先進国並みうふうになると、とつてもハードルが高いなというふうに思ったりしますが、でも、どういふふうな意見書をまとめていくのかっていうのは私たちが考えればいいことなので、これはそういうところをそれ並みの配置基準に改善すべくっていう思いなんじゃないかなというふうに思います。なので、これまで私たちが2回保育士配置を増やして、その予算を増やしてという思いで採択してきた、あるいは意見書上げてきた中身とね、思いと重なるものじゃないかなというふうに思いますので私は賛成いたします。

◆**星見健蔵委員長** いや、賛成とか反対とかじゃなしに、請願の内容について聞いてみたいこととかね、紹介議員さんがおられるから、だからそういった段階での質疑ですので、賛否はまだ問うていませんので。そのほか、はい、寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** 紹介議員さんが2名おられるわけでして、非常にこの中で先ほどOECDの話がありましたけど、加盟国がいろいろもう数値が違うといろいろあります。それはさておいて、学童保育施設等職員っていうのがありましたね、この保育所の保育施設の職員の誤りなのか、これ学童保育施設等職員実態が出てないと、という課題があるとか、それについて紹介議員の皆さん、ちょっと分かればお願いします。

◆**星見健蔵委員長** 坂根委員。

◆**坂根政代委員** はい。学童保育、実際私も今度の一般質問はこれがテーマになっているんですけど、実際、鳥取市等でいろいろ回ってみますと、今の国の基準で言いますと40人を単位に2人というこういう支援員の配置という基準があります。ただし、実際2人でやっていける

状況ではない、様々支援員の補助であるとか、またはバイトを頼んだりとか、そういう形でやっているわけですが、この人員の確保も各児童クラブに任されてるというのが現状で、なかなかこの確保が難しいというのが多くの児童クラブから寄せられた意見でした。それで、併せて、じゃあ、なぜそこが人員確保ができないんだろうというところでいきますと、やはり勤務時間の問題というのもありましたし、併せてやはり処遇が低いというこういう問題もありました。そこで国の基準もやはり変えていただかなければいけないだろう、そういうことでこの学童保育の問題もここに上げているわけです。以上です。

◆星見健蔵委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。説明いただきましたけど、その内容がほとんどあまり趣旨に載ってないと請願趣旨にね、あっちもこっちもこの際等、等で、保育施設等で示されていてまして、どうでしょう、この辺ちょっともう少し詳しく、また執行部にもちょっと調べていただきたいと思うんですけど、委員長いいですかね、例えばOECD並みというのがありましたけど、鳥取市の公立保育所や私立の保育所、点数がいろいろあるわけですよ、市勢要覧でも、もう35人を切って30人切って27人だ17人だざっとあるわけですよ。その基準分りにくくて9人までにしなさいといったら保育士が2人いるとか、そういうことになってくるわけです。かなり何施設ありですかね、保育所多いわけですよ、それを含めて国が全部見てもらえたらいいでしょうけど、なかなか難しいもんがあるので、その辺の実態というか、それが分かれば、できれば1週間後でも、その内容を提示してもらえれば資料で、クラスとかあるでしょうしね、その実態の辺が分かるような表があれば、出せますかいね、執行部その辺で。今日でなくてもいいですね、できれば委員長にいつか次回までに間に合わなければ、現状の実態を体制を、例えば4歳、5歳だったら3人体制でずっとこれも1人、1人とかね、例えば29人だったら1人とか、例えば31人だったら2保育士、そういう格好が分かればデータで。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 説明ここでさせていただいてよろしいでしょうか。

◆星見健蔵委員長 はい。

◆坂根政代委員 今、寺坂議員のほうからありましたけれど、鳥取市の公立保育園、これは国の配置基準を参考にしながらということで、鳥取市自身もきちんと基準があります。それで、例えば乳児は3人に対して保育士1人、これは国の基準どおり、1歳児は4月1日現在を見たときには4.5人に対して保育士1人、ただし、この4.5人に対して保育士1人というのも、県の補助があるというこの条件がつきまして4.5人に対して1人と、こういう形になっております。2歳児が6人に対して1人、これも国の基準どおりです。そして3歳児が、これも県の補助はあるということを前提にしながら、15人に対して保育士1人、4歳以上4歳、5歳児ですが30人に対して保育士が1人と、ただし、この先ほど言いました1歳児、3歳児この県の補助がないということになれば、なかなか配置が難しいというこういう現状だというふうに私は把握をしております。

そのほかにも国の基準では、例えば施設の大きさであるとかで、施設加配がついたりとか、様々ありまして、鳥取市もその辺を勘案しながら配置はされておりますけれど、でも、保育現

場はやはり人は少ないというのは足りないというのが現状だということで、この請願を上げられた、そして私もその趣旨で紹介議員になったということでございます。何か補足があればしていただければありがたいと思います。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。はい。公立の園に関しての状況としましては、今、坂根議員さんがおっしゃられたとおりでございます。私立の園に関しましては、国の基準は皆さん、全園が満たした状態で運営はされておりますし、先ほど御紹介があった県国の補助金などで対応されているところはそれぞれ手厚く配置が行われているところも多く存在しております。

ただ、実際の現状としましては、ちょっとうちのほうでは私立の現状というのを把握できてない状況でございます。実際の人数とかに関しましては。

◆星見健蔵委員長 この請願の趣旨等もやはり踏まえればその辺のやっぱり鳥取市の現状というものが当然示されなければ比較対照できるところもあるんで、調べれんですかね、近いうちに。近日中に。はい、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 私立の保育園のほうの運営費なんかは55億円とか、それは審査されるでしょう、ある程度、人件費もあるでしょうし、保育士何人。それで定数が200人のところでも220人おられるところもあると、定数オーバーも。そういうふうにきっちりされているかどうか、そうすれば保育士がまだ足りない現状も分かるでしょうし、そういうのはデータ取れませんか、その辺は。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。給付費等のチェック時に関しましては、国の基準を満たしているかどうかというのはチェックさせていただいております、そこでの配置状況は確認を取らせていただいているんですが、その時点時点での実際の年齢層別の配置人数ってところが、各法人さんなり、園のほうに確認を取らせていただかないと分からない状況でして、指導監査室のほうで監査に入る際はそういったところもチェックさせていただいて、そちらのデータであれば、もしかすると確認が取れる可能性がありますので。はい。ちょっと一度確認を取らせていただきたいと思いますと思っております。

◆星見健蔵委員長 はい、はい。分かる範囲で資料を示していただければというふうに、参考にさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。そのほか、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 この件は先ほどのいろいろ話もございましたし、執行部の資料取り寄せということもありますんで、次回っていいですか、来週のほうで審議という格好にしてみたいと思います。

◆星見健蔵委員長 皆さんのほうはいかがででしょうか、この件について、後半6月30日になるんですけども、そこで改めて。玉木委員。

◆玉木裕一委員 はい。まさに先日の一般質問でもさせていただいたんですけども、こういった状況をやはり公立の保育園は分かるけれども、私立については処遇についても配置基準にしても、現状をしっかりと見て今後の施策につなげていくという意味でも、やはりこういう指導

監査のとき、これは最終のデータはいつぐらいになるか分からないんですけども、恐らく年に1回か2回かですかね、指導監査も、1つの園に対して、こういったことももっと最新で当事者目線とか、そちらの事業者目線を迅速にカバーするためにも、やっぱりもっと現場に出るっていうことが必要じゃないかなと思いますので、次の委員会までに今できる限りの資料を出していただければいいんですけど、それを参考にしてしっかりとこの協議していきたいと思います。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。主たるは保育のことですけども、しっかり後半の委員会で、皆さんで議論したらいいと思います。資料もいただいた上で、はい。

◆星見健蔵委員長 今、皆さんのほうから改めて資料提出後にしっかりと議論をしながら審査をしていくということで、意見が出ております。その方向でよろしいでしょうか。じゃあ、後半6月30日に改めてこの件については審査をするということにしたいというふうに思います。それでは以上をもちまして健康こども部を終了いたします。若干昼を過ぎてしまいました。出入りがあるということで時間を承知で進めさせていただきました。今日は健康こども部の皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

## その他

### 令和5年度議会報告会・意見交換会について

◆星見健蔵委員長 それでは改めて始めさせていただきます。令和5年度議会報告会・意見交換会についてであります。先ほど、事務局のほうからテーマについて別紙をいただいております。この中で福祉保健委員会について、これまでやってきたテーマが載せてあります。それで、このたび何するかということですね。これ、未来へつなぐまちづくりということがメインテーマになっているようですが、今年のテーマはこの食と健康づくりについてというのと、鳥取市こどもの未来応援計画についてというこの2件についてということなんですか、これ、去年中止したから今年それをやろうかという話ですか、改めて皆さんのほうで、じゃあ、テーマどういったことを。

○萩原真知子議事係主任 すみません。そのことにつきましては広報委員の委員さんから御説明いただけたらと思いますけど、よろしいでしょうか。

◆星見健蔵委員長 はい、はい。じゃあ、谷口委員さん、お願いします。

○谷口委員 すみません。広報委員の谷口です。メインテーマは未来へつなぐまちづくりで昨年中止になったものですから、引き続きでっていうお話はありまして、それで、その委員会でのテーマについてここに載せていますが、これは参考まででということで、また別のものをもちろん考えて決めていただいてもよいですし、去年できなかったのこのテーマについて交換会をしてもいいですしということで。各委員で決めてくださいということでしたので、よろしく願いいたします。

◆星見健蔵委員長 この件については、今ぱっとどうだということがなかなか難しいところもあるかと思いますが、また、次回の委員会のほうで何かあれば言っていただく。また、事務

局のほうに、こういったこととということでも提出いただいても結構ですんでよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

それでは次に、最後でございますが、先般の視察、大変お世話になりました。ありがとうございます。この委員会の視察報告の議会だよりへの掲載について、皆さんのほうから御意見をいただきたいと思ひます。これは9月発行予定の議会だよりに常任委員会視察報告を掲載する予定となっております。スペースの都合上、文字数も限られておりますのでポイントを絞って文案を作成したいと思ひますということです。委員の皆様から議会だよりに盛り込むべきポイントについて御意見等をいただければと思ひますが、いかがでしょうか。ほんの小さいスペースなんです。だけえ、3か所行ったですよ、総社市とね、御坊市と兵庫県、3か所行きたんですが。

- ◆西村紳一郎委員 3か所回つとるのに字数が何ぼあるかだ。
- ◆星見健蔵委員長 いや、もう、いや、こんだけなんで。1か所です。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 3か所まとめるのは難しいと思ひます。それで、今国会で認知症の基本政策、
- ◆坂根政代委員 基本法。
- ◆岩永安子委員 基本法が通りました。悪法が通る中でいい法律が通ったんじゃないかと思ひますが、そこにもね、鳥取の藤田さんがコメントを出しておられたりとかいう記事も見たりしました。それで、鳥取と御坊市といろいろ関わりがあつて、本人参加の施策がつくられていくというのがとても大事なことだというのも私も学びましたし、帰つてみたら鳥取の認知症の、長寿社会課が認知症の冊子を作つとられて。それで、その中に認知症の本人はどう考える、感じるとかいうのもちゃんと書いてあつたんです。そういう意味では御坊市とのいろいろつながりの中で、鳥取市の認知症施策もそういう考えになつてきているんだなとすごくうれしく思ひました。なので、いろいろ学びがあつたと思ひますので、御坊市の認知症についてというか、認知症施策について、私たちが学んだことを書けたらいいなと思つたりします。
- ◆星見健蔵委員長 はい、そのほか。はい、西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 萩原さん、3つ書かないけんのではない。
- ◆星見健蔵委員長 はい、事務局。
- 萩原真知子議事係主任 はい。すみません、事務局萩原です。基本的には1つですね。委員長もおっしゃられたように、スペースの関係上ですね、はい、3つを、ないし2つというのものなかなか難しいと思ひます。ですので、前の議会だより見ますと、どの委員会も1つですね。はい。1つの視察先のことを掲載されていらつしやいます。
- ◆星見健蔵委員長 はい、玉木委員。
- ◆玉木裕一委員 はい。視察報告書、皆さん書かれて出していますよね。それを要約したらいいんじゃないでしょうかね。皆さんが書いたやつをぐっとまとめられたらいいと思ひますが。
- ◆星見健蔵委員長 いや、それでね。今、相談しとるのは1つに絞つてほしいんですが。その相談なんです。それで、今、岩永委員は認知症ね。
- ◆星見健蔵委員長 はい、玉木委員。
- ◆玉木裕一委員 はい。僕も御坊市よかつたんで。御坊市、認知症、いいんじゃないかなと思ひ

ます。

◆星見健蔵委員長 そのほか。はい、そうですか。

◆坂根政代委員 賛成です。

◆星見健蔵委員長 ということで、和歌山県御坊市の認知症施策についてということにうちのほうは掲載をさしていただきたい。それで、文面の中身についてはまた、事務局さんと相談させていただいて、委員長、副委員長で任せていただければありがたいと思うんですが。ほんのちよっとのスペースなんで。よろしいですか。

◆坂根政代委員 はい、お願いします。

◆星見健蔵委員長 じゃあ、そういうことにしたいと思いますんで、よろしくお願いします。それでは以上で福祉保健委員会を終了したいと思います。どうも大変お疲れさまでした。

午後0時29分 閉会

# 令和5年6月定例会 福祉保健委員会

(議案説明、報告、請願・陳情審査)

日 時：令和5年6月22日(木)

午前10:00～

場 所：本庁舎7階第1委員会室

## 市立病院 (10:00～)

### 1 その他の報告

- ・鳥取市立病院の新型コロナウイルス感染症入院患者への対応方針等について

## 福祉部 (市立病院終了後)

### 1 議案【説明】

- ・議案第65号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第2号)【所管に属する部分】
- ・議案第87号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

### 2 報告

- ・報告第5号 繰越明許費繰越計算書について【所管に属する部分】
- ・報告第6号 事故繰越し繰越計算書について【所管に属する部分】

### 3 その他の報告

- ・第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の一部変更について(長寿社会課)

## **健康こども部**（福祉部終了後）

### 1 議案【説明】

- ・ 議案第 65 号 令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算（第 2 号）【所管に属する部分】
- ・ 議案第 87 号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

### 2 報告

- ・ 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書について【所管に属する部分】

### 3 請願・陳情【質疑・討論・採決】

#### <請願（新規）>

- ・ 令和 5 年請願第 4 号 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の提出を求める請願

## **その他**（健康こども部終了後）

- ・ 令和 5 年度議会報告会・意見交換会について